

資料

## 地理的表示の意義と可能性

——なぜ産地をまもる制度が必要なのか——

蛭原 健介

### 1 フランス AOC 法 80 周年と地理的表示制度

2015 年は、フランスの AOC<sup>(1)</sup>が法制化されてから、ちょうど 80 周年にあたります。ワインや農産物の地理的表示を管理し、法的に統制する制度は、1935 年の AOC 法からはじまったといっても過言ではないでしょう。フランスでは今年、AOC 法、そしてこの法律にもとづいて設置された INAO<sup>(2)</sup>の 80 周年を記念して、地理的表示に関するイベントが企画されているようです。そして、日本においても、2015 年は、地理的表示制度が人びとの関心を集める重要な年になりそうです。その理由は、以下の 3 つです。

第一に、2014 年に自民党がワイン法案の国会提出を検討しているという新聞報道があり、ワイン法が業界関係者や消費者の注目を集めたことにかかわります<sup>(3)</sup>。ワイン法というのは多義的な概念で、もっとも広い意味では、「ブドウ畑を取得するところから、ワインが消費されるまでのあらゆる過程を統制する規範の総体」と定義されるでしょう<sup>(4)</sup>。しかし、とくに重要なのは、ワインの定義、原産地呼称、そしてラベル表示のルールです。日本では、そのいずれも不十分であって、諸外国で日本ワインが正当に評価されない原因になっている、だから法律の制定が必要だというのが法案提出のねらいのようです。このような国会の動向を受けて、酒類を管轄する国税庁も検討をはじめました。国

税庁では、年内に、「日本ワイン」の定義や産地表示のルール、地理的表示に関する規定を盛り込んだ国税庁長官告示の制定をめざしています<sup>(5)</sup>。

第二に、2015年6月から「地理的表示法」がスタートすることにかかわります。昨年6月18日に「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」、すなわち地理的表示法が成立し、6月25日に公布されました<sup>(6)</sup>。この法律は、パブリックコメントを経て、政省令の公布の後、2015年6月に施行されます。この法律の適用対象は、「農林水産物」、「飲食料品」、「農林水産物を原料又は材料として製造し、又は加工したものであって、政令で定めるもの」と規定されていますが、残念ながら、ワインを含む酒類は除外されています。酒類は国税庁の管轄になっているからでしょう。しかし、農水省も地理的表示制度の周知のために積極的に広報活動を展開していますし、今後は、EU諸国にならって、この制度が幅広く活用されることが期待されます。

そして、第三は、地理的表示の認知を広めるイベントとしての「山梨ワインフェスタ」の開催です。2013年7月16日の国税庁告示によって「山梨」が日本で最初のワインの地理的表示に指定されたところですが、それを消費者の方々にプロモーションする大規模なイベントが開催されるのは、ワイン法を研究してきた者として、感慨深いものがあります。

## 2 なぜ地理的表示制度が誕生したのか

ところで、どうして1935年にフランスでAOC法が制定されたのでしょうか。ここで立法の背景に言及しておきましょう。

多くの場合、ワイン法が制定される背景には、何らかの歴史的事実があります。たとえば、古代ローマの皇帝ドミティアヌスがブドウの植え付けを禁止したり、減反を命じる勅令を出したのは、ブドウ栽培ブームが過熱して穀物畑が減少し、穀物不足になったこと、あるいは、フランス（当時はガリア）のワイ

ンが大量にイタリア半島に流入し、需要と供給の不均衡が生じたことが理由だといわれています。また、フランスで、1889年の法律（グリフ法）によってワインの定義が定められ、「新鮮なブドウを発酵させて造られる産品以外のものをワインの名の下に、発送し、販売してはならない」と規定されたのも、当時流通していた不正ワイン（ブドウの搾りかすや乾燥ブドウを原料に製造されたもの）と、新鮮なブドウのみを使った本来のワインを区別し、善良な生産者や消費者の正当な利益を保護することをねらったものでした。

AOC 法制定のきっかけは、相次ぐ不正行為にありました。ワインの品質や価格には、他の飲料では考えられないほどの差が存在します。一例として、同じシャルドネ 100%のワイン、もちろん同一容量（750 ミリリットル）のものを比較してみましょう。チリ産のものであれば、わずか 500 円以下で売られているものがあります。他方で、フランスのブルゴーニュ地方、とくにシャルドネの最高峰といわれる「モンラッシェ」の畑のワインであれば、50 万円を超えるワインも珍しくはありません。同じ品種を原料にしたワインでありながら、1,000 倍もの価格差が生じるのは、ビールや日本酒では考えられないことです。産地偽装などの不正行為を防ぐために厳格なルールが要請される理由はここにあります。

第三共和制期のフランスでは、社会的評価の高い有名産地を偽称するワインが市場に溢れ、秩序なき状態でした。スペイン産のバルクワインをボルドーで瓶詰めしたもの、あるいは、ボルドーワインとアルジェリア産ワインをブレンドしたものが、「ボルドー産」として販売されていました。このような行為を放置しては、ボルドーワインの社会的評価の低下を防ぐことはできません。そこで、原産地呼称を保護するための法律の制定が求められたのです。

### 3 AOC 法の意義

一般に AOC 法と呼ばれているのは、1935 年 7 月 30 日のデクレ＝ロワです。通常、法律（ロワ）は、国民議会および元老院からなる国会によって制定される法規をさします。しかし、第三共和制下のフランスでは、国会が小党分立で適切に立法することができない状況にあったため、必要とされる最小限の立法を政府に委ねるといった形がとられていました。本来の法律ではなく、デクレ＝ロワによる立法が常態化しており、この AOC 法も、そのようにして立法化されたものでした。

AOC 法は、次の 3 つの点で画期的なものといえます。第一に、原産地呼称が法的に保護され、所定の生産基準に適合しないワインについては、当該呼称の使用を禁じられるということです。第二に、生産基準に関して、原料ブドウの収穫地の地理的範囲だけでなく、ブドウ品種や 1ha あたりの収量、最低アルコール濃度といったワインの品質にかかわる要件まで盛り込むことが義務づけられました。そして、第三に、生産基準は、国や行政が決めるのではなく、生産者の意見を徴したうえで、原産地呼称を管理するための全国機関として設けられた INAO（当初は CNAO）が政府に提案するという方式が採用されたことも重要な点です。

たしかに、1935 年の AOC 法以前にも、原産地呼称の保護をねらった法律は存在していました。1919 年の法律（アベラシオン・ドリジーヌの保護に関する法律）です。ただし、この法律には重大な欠陥がありました<sup>(7)</sup>。原産地呼称を名乗るための条件として、産地以外の要件が課されていなかったのです。したがって、高品質ワインには相応しくない粗悪品種を用いたものや、品質を無視した高収量のワインであっても、その畑が地理的な生産地域内に含まれていれば、その原産地呼称を名乗ることは可能であって、結果として、その産地の評価が下がっ

てしまうという事態を防ぐことはできませんでした。そこで、1927年に法律が改正され、たとえ認められた地域内で造られたワインであっても、特定の品種を使ったものでなければ、原産地呼称を名乗ることはできないこととなりました。しかし、ワインの品質にかかわるその他の要件が盛り込まれるには、1935年のAOC法を待たなければなりませんでした。

1935年のAOC法は、次のように規定しています。

「『コントロール』という原産地呼称の1区分(AOC)を設ける。全国委員会(CNAO)は、関係する組合の意見をもとに、各AOC呼称のワインおよび蒸留酒に適用する生産条件を定める。この条件は、生産地域、ブドウの品種、1haあたりの収量、ブドウの栽培、醸造、蒸留の過程で何も加えない自然の製造を前提とするワインの最低アルコール度である。」

AOC法では、生産条件として、生産地域やブドウ品種のほか、1haあたりの収量や最低アルコール度も各AOCについて定めることになっています。所定の実産条件をクリアできなかったワインは、原産地呼称を表示することができず、産地名を名乗ることのできない日常消費用ワインとして扱われるのです。なお、ここでCNAOとあるのは、現在のINAOの前身にあたる機関で、当初は「委員会」として設置されていました。

このAOC法は、その後、EUレベルでも採用されるにいたり、EUの原産地呼称・地理的表示制度へと発展しています。今では、ワインや蒸留酒だけでなく、チーズやハムなどの農産物・食品にまで対象が広げられ、さまざまな産品の原産地呼称・地理的表示がEU法で保護されています。さらには、石けんやナイフなど非食用の製品にまで対象を広げることも検討されているようです。

## 4 地理的表示と原産地呼称

ここまで、「地理的表示」や「原産地呼称」といった言葉を定義しないまま用いてきましたので、簡単に整理しておきましょう。

歴史的には原産地呼称という言葉が先に登場します。地理的表示という概念が広く用いられるようになったのは、比較的最近です。だいたい1990年代以降だと思ってよいでしょう。原産地呼称は、地理的表示のひとつであり、地理的表示は、原産地呼称より広い概念であるといえます。

地理的表示には、国際法上の定義があります。日本も加盟しているWTOのTRIPS協定における定義です。TRIPS協定22条は、次のように規定しています。

『「地理的表示」とは、ある商品に関し、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が加盟国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを特定する表示をいう。』

TRIPS協定とは、「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」の略称です。「知的所有権」という文言が入っていることからわかるように、この協定では、「地理的表示」が、特許や著作権と同じく知的財産権のひとつとして位置づけられています。日本では、このTRIPS協定にもとづいて国税庁の告示が定められ、「山梨」がワインの地理的表示に指定されることになったのです。

原産地呼称という概念は、TRIPS協定では明示的には言及されていませんが、EUのワイン法に採用されています。EU法は、ワインを「地理的表示付きワイン」と「地理的表示なしワイン」に区分しています。そして、「地理的表示付きワイン」には、「保護原産地呼称(AOP)ワイン」と「保護地理的表

示（IGP）ワイン」という2つのカテゴリーが設けられています<sup>(8)</sup>。広義の地理的表示のなかに、狭義の地理的表示と原産地呼称があるので、混同しないよう注意が必要です。

簡単にいうならば、産地とワインとの結びつきがとくに強いのが「保護原産地呼称」だといえます。その産地のブドウを100%使うことが義務付けられていて、使ってよいブドウ品種もヴィニフェラ種に限定されています。また、「保護地理的表示ワイン」では必ずしも義務付けられていない官能審査も、「保護原産地呼称ワイン」では必須とされています。

「保護原産地呼称ワイン」は、「ワインの品質および特性が、本質的または排他的に固有の自然的・人的要素および特別な地理的環境に由来すること」が要求される一方、「保護地理的表示ワイン」は、「地理的由来に帰せられるべき品質、社会的評価、またはその他の特性」をもつワインが対象となります。後者については、品質か、社会的評価か、あるいは、何らかの特性が認められればよいということですので、ハードルは少し下がります。

とはいえ、保護原産地呼称にしても、保護地理的表示にしても、登録された以上は、その原産地呼称や地理的表示（多くの場合は産地の名称）は保護されま  
す（各加盟国別の登録件数につき図表1参照）。生産基準に適合しないワインは、たとえ生産地域内で造られたものであっても、その産地を名乗ることができません。

現在のところ、日本におけるワインの地理的表示は、EUのように2つのカテゴリーに区分されているわけではありません。地理的表示「山梨」の生産基準を見てみると、ヴィニフェラ種以外の品種の使用が認められる一方で、山梨県産ブドウを100%使うことが義務付けられ、官能審査も必須とされるなど、どちらかといえばEUの「保護原産地呼称ワイン」の要件に近いものになっています<sup>(9)</sup>。ただし、糖度基準については、甲州種は14度以上と定めるなど現実的な数値が取り入れられていますので、将来的には、より厳格な要件を盛り

地理的表示の意義と可能性

込み、地理的範囲も限定された別の地理的表示を申請すること——たとえば「勝沼」や「鳥居平」など——も検討に値するのではないかと思います。

【図表 1】 EU 加盟国における国別 IGP・AOP ワイン登録件数（2015 年 3 月）

	IGP 登録件数	AOP 登録件数
ドイツ	26	13
オーストリア	3	26
ベルギー	2	7
ブルガリア	2	52
キプロス	4	7
クロアチア	0	16
デンマーク	4	0
スペイン	44	100
フランス	75	376
ギリシア	116	33
ハンガリー	8	54
イタリア	129	474
ルクセンブルク	0	1
マルタ	1	3
オランダ	12	0
ポルトガル	10	46
ルーマニア	13	38
英国	2	2
チェコ	2	12
スロヴァキア	3	17
スロヴェニア	3	14
合 計	459	1,291

出所：Commission européenne, Agriculture et développement rural



## 5 国税庁告示による地理的表示の指定要件

ひとたび地理的表示が登録されると、定められた生産基準に適合しない商品は、いっさいその産地を名乗れなくなってしまう<sup>(10)</sup>。そこで、地理的表示として登録・保護されるためには、一定の要件を満たすことが要求され、本当に保護に値する産地名かどうか審査されることになります。

国税庁の告示は、TRIPS協定にない、地理的表示を「その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該酒類の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該酒類が世界貿易機関の加盟国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを特定する表示」と定義しています(平成6年12月28日国税庁告示第4号)。この定義によれば、産地とワインとの結びつきが必要であって、「確立した品質」「社会的評価」「その他の特性」のいずれかが要求されると考えることができます。

また、酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達「地理的表示に関する表示基準の取扱い等」には、地理的表示の指定を行うにあたって考慮に入れるべき一定の条件が示されています。第一に、「長官指定産地は、特別な品質特性や社会的評価をもつぶどう酒……を生産し、かつ、その名称が、当該ぶどう酒等の特別な品質特性や社会的評価を明示するものであるぶどう酒等の生産地域であること」と書かれています。

第二に、「長官指定産地を表示する地理的表示は……当該指定産地以外の地域を産地とするぶどう酒等について使用することができないことから、当該指定産地は、我が国において保護するに値する地理的表示を特定させるものであること」とされています。

したがって、実際に地理的表示に指定されるためには、「特別な品質特性や社会的評価」をもつとともに、保護の必要性が認められることが必要です。あ

るワイン産地が誕生して、やがてその産地で造られたワインがコンクールに入賞し、メディアなどでも紹介され、一定の社会的評価が得られるようになったとしましょう。しかし、だからといって、すぐに地理的表示に指定できるわけではなさそうです。農水産物を対象とする地理的表示法でも、25年程度の期間が必要とされていることに鑑みますと、ワインについても、同様に25年程度の期間が要求されると推測することができます。

## 6 「山梨」の産地としての特性とワインの特徴

今回、山梨が日本初のワインの地理的表示として指定されることができたのは、なぜでしょうか。地理的表示の申請にあたり、山梨県ワイン酒造組合が国税庁に提出した申請書を見てみましょう。申請書では、「気候・風土とワインの関係」「ワイン文化と和食、地酒としての特性」「社会的評価」の3つの項目それぞれについて説明がなされています。なお、申請書そのものは公開されていないようですので、以下の叙述は、齋藤浩＝望月太「ワイン産地として地理的表示『山梨』が指定される」（日本醸造協会誌109巻2号）からの引用になります。

### ①気候・風土とワインの関係

最初に、気候・風土とワインの関係について述べられていますが、原料ブドウの品質がワインの味を決定し、ブドウの品質は畑が決定するという一般論が示され、そのうえで、「ブドウは日本各地で栽培されているが、山梨ほどブドウの育成、栽培に適した地域は他に無い」と記されています。

具体的には、「大陸的性格の気候を有して、梅雨や台風の影響を受けにくい」こと、「栽培地域全体が盆地であるため、日中は気温が上昇するが、朝夕の気温の低下が著しく、気温の日較差が大きい」ため、ブドウの「着色が良くなり、秋の冷風は糖度を始めとするブドウの品質全体に良い影響」をもたらすこと、

## 地理的表示の意義と可能性

「地勢が緩傾斜であることから、水はけや通風が良く霧の停滞も少ない」こと、さらに、地質もバラエティに富んでいて、土層が深く肥沃で排水が良好であることが指摘されています。

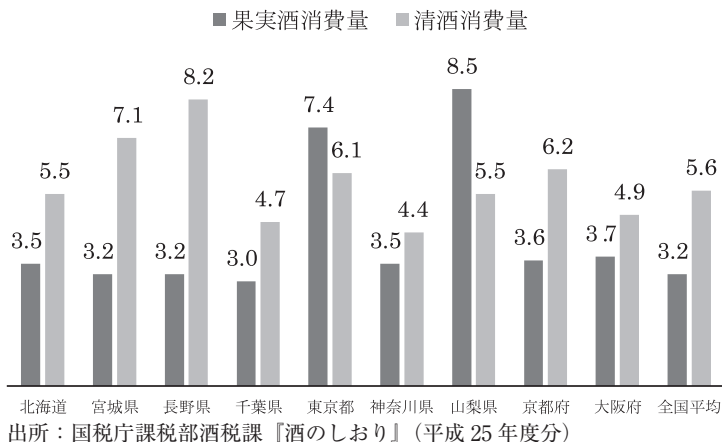
申請書では、山梨の土壤は、ブドウ栽培のみならず、ワイン醸造においても望ましいものであることが強調されています。花崗岩土壤のおかげで果実の皮部組織が強靱となり、樹勢が衰えないこと、豊富なカリのおかげで遊離酒石酸が少なく、ワインの清澄が早く、減酸率も高いことが例としてあげられています。さらに、「山梨県産ワインは国内他地域や海外のワインと異なり酸の含有量が低めで、和食の調味料や生魚と喧嘩することがない」とあります。

### ②ワイン文化と和食、地酒としての特性

日本を代表するブドウ産地である山梨県では、早くからワイン文化が形成されてきました。申請書によれば、ワインは常に身近な酒であって、茶碗酒として飲まれたり、来客にはお茶代わりに出されたり、晩酌や食事とともに供され

【図表 2】 主要都道府県の成人 1 人あたり果実酒・清酒消費量

(単位：ℓ)



たり、と独特の文化がみられるようです。他県と比較しても、山梨県ほど古くからワインが人びとの生活の中で親しまれてきたところはないといえます。また、都道府県別の年間成人1人あたりワイン消費量(図表2)では、今でも山梨県が全国トップ(平成25年度分の国税庁統計では8.5リットル)であることも、こうしたワイン文化の浸透を示すものと考えられるでしょう。

申請書は、さらに和食との相性のよさを強調しています。一般に山梨のワインは「軽やかな味わいを特徴とし、甘味、穏やかな酸味とさわやかな果実味を有するとともに、タンニン味が豊か」であり、和食との相性が非常によく、他の追随を許さないと書かれています。

和食といってもさまざまですが、申請書では、とくに魚料理との相性があげられ、県民1人あたりの寿司屋の軒数は山梨県が全国一、1人あたりのマグロの消費量は、静岡県に次ぐ第2位というデータが提示されています。外国産ワインに多く含有される鉄分は、魚介の脂質の酸化を促進させ、生臭みの原因物質を発生させるといわれていますが、山梨のワインには、この鉄分が「極端に少ないことが判明しており、このためにマグロやかつおの刺身や寿司との相性が抜群に良い」と記されています。

山梨を代表する品種として、甲州とマスカット・ベリーAがあります。これら2品種がOIV(国際ブドウ・ワイン機構)のリスト<sup>(11)</sup>に登録され、国際的に販路を拡大できることになったことも、この箇所ですべて述べられています。

### ③社会的評価について

申請書では、「社会的評価」の説明にもっとも多くの字数が割り当てられています。社会的評価を示す指標として、とくに、ブドウ・ワイン産地としての山梨、ワイン産地としての評価、山梨スーパーまつり、国産ワインコンクール、山梨県産ワインの輸出、国産ワインコンクール以外の国内外のコンテストにおける数々の入賞実績について記述されています。

## 地理的表示の意義と可能性

輸出については、山梨ほど積極的に推進しているワイン産地はないといっているでしょう。また、山梨県には、2003年以來、国産ワインコンクール（2015年より日本ワインコンクールに改称）の事務局が置かれ、コンクールの開催地となってきました。さらに、日比谷公園のヌーボーまつりは、1988年11月に開催された「第1回山梨新酒祭り」以來の長い伝統があり、毎年恒例の新酒のイベントとしてすっかりお馴染みです。

あとは、産地としての実績や評価が説明できるかどうかにかかっています。栽培面積、ブドウ収穫量、ワイン生産量、PR活動、ワイナリー数、販売実績といった点がポイントになりそうです。

以上のように申請書を読んでみると、ワインの歴史や文化は山梨独特ですが、その他の点については、山梨以外でも説明することは不可能ではないように思われます。最近では、山梨県だけでなく、長野県や北海道もワイン用ブドウ栽培適地として注目を集めています（図表3参照）。

実際、山梨につづいて、北海道でも地理的表示の指定に向けた動きが出てき

**【図表3】 主要道県のブドウ加工仕向量（加工専用品種＋生食用品種）推移**  
（単位：トン）

	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
北海道	2,403	2,282	2,373	2,035	1,846	1,402	1,329	1,750
岩手	701	789	945	799	711	853	799	592
山形	1,962	1,989	1,582	845	807	773	812	934
山梨	2,788	3,826	3,158	3,568	3,729	2,810	2,860	3,961
長野	4,204	4,350	4,481	3,943	3,471	4,245	3,880	6,216
新潟	146	153	153	130	130	48	56	280
兵庫	641	611	704	265	295	158	158	302
島根	460	311	341	345	356	349	206	282
全国計	15,022	15,838	14,865	13,056	12,280	11,473	10,762	15,168

資料：農林水産省・平成24年産特産果樹生産動態等調査

ました。北海道内17か所のワイン醸造所で作る道産ワイン懇談会は、2015年2月25日、北海道産の加工用ブドウを100%使うなど一定の基準を満たしたワインだけがラベルに「北海道」と産地表示できるよう、国税庁に地理的表示の指定を申請する方針を決めました<sup>(12)</sup>。また、長野県においても、地理的表示の指定に向けて検討が進められているといえます。25年以上の伝統を有するワイン産地では、今後、地理的表示の指定をめざす動きが活発になるのではないかと考えられます。

## 7 地理的表示制度がもたらすメリット

さて、結局、地理的表示制度にはどのようなメリットがあるのでしょうか。この制度がもたらすメリットは、ワインに限らず、すべての食品・農産物についても同じことがいえるのではないかと思います。前述のように、日本の地理的表示法では、酒類は対象外となっていますが、その一方で、政令で定めることにより、生糸、花き、木材、畳表、真珠といった非食用の産品も保護対象に含まれています。

ワインであれ、それ以外の産品であれ、地理的表示制度は、生産者にも消費者にもメリットをもたらします。第一に、地理的表示制度の下では、一定の品質を満たす産品のみが地理的表示を使用することができ、その産品の品質が保証されることから、地域ブランド産品として差別化が図られ、生産者の所得増加につながります。また、地域ブランドを保護・活用することで、農村や地域の活性化が期待されます。第二に、不正使用に対して行政が取締りを行うことで、生産者にとっては、訴訟などの負担なしに自らのブランドを守ることができるというメリットもあります。1919年法の下では、生産者自らが不正使用者に対して訴訟を起す必要があったため、裁判にともなう金銭的・時間的負担を余儀なくされていました。第三に、品質要件を満たした産品だけが市場に

流通しますので、消費者の利益も保護されます。そして第四に、地理的表示制度が、農産物や食品の輸出促進に寄与するというメリットがあります。生産国内だけでなく、輸出先国においても、真正な特産品であることが明示されれば、差別化を図ることが可能になります。

地理的表示「山梨」の申請は、甲州の OIV リスト登録と同様、山梨県産ワインの輸出プロジェクトとの関連で進められたものでした。EU 法では、地理的表示ワインでなければ、産地名の記載は認められず、地理的表示のないものは、市場における競争では圧倒的に不利な位置におかれてしまいます。これからは、地理的表示の指定によって、海外でもワインの付加価値が向上することが期待されます。その第一号として指定された「山梨」は、日本の代表的なワイン産地として世界的に認知されることになるでしょう。

【付記】本稿は、2015年3月21・22日に開催された「山梨ワインフェスタ 2015——地理的表示『山梨』のワインを味わう」で行った講演「地理的表示の意義と可能性——なぜ産地を保護する制度が必要なのか」の原稿を加筆修正したものです。講演の機会を与えていただいた関係者のみなさまに厚く御礼申し上げます。

#### 注

- (1) Appellation d'Origine Contrôlée の略称。日本では、統制原産地呼称、原産地呼称管理などと訳されている。
- (2) 現在の名称は、Institut national de l'origine et de la qualité(2006年以前は、Institut national des appellations d'origine)。農林省 (Ministère de l'agriculture, de l'agroalimentaire et de la forêt) の後見監督 (tutelle) 下に置かれた行政的公施設 (établissement public administratif) である。日本では、全国原産地品質管理機関などと訳されている。山本博 = 高橋梯二 = 蛭原健介『世界のワイン法』(日本評論社, 2006年) 107頁以下参照。
- (3) 自民党のワイン法案につき、蛭原健介「日本におけるワイン法整備の課題」法

## 地理的表示の意義と可能性

学セミナー2014年11月号1頁以下参照。

- (4) 蛭原健介『はじめてのワイン法』(虹有社, 2014年) 15頁。
- (5) 「製法表示基準, 確定27年度末か」酒販ニュース 2015年3月21日付4頁。
- (6) 日本の地理的表示法につき, 高橋梯二『農林水産物・飲食品の地理的表示』(農山漁村文化協会, 2015年) 104頁以下参照。
- (7) 1919年法につき, 安田まり「フランスワインにおける『オペレーション・ドリジース・コントロール』の意義の変化」明治学院大学法律科学研究所年報27号参照。
- (8) EU法におけるAOP (Appellation d'Origine Protégée) およびIGP (Indication Géographique Protégée) につき, 蛭原健介・前掲書 139頁以下参照。
- (9) 地理的表示「山梨」の生産基準につき, 蛭原健介「地理的表示『山梨』の指定について」明治学院大学法学研究97号参照。
- (10) ただし, ワイン産地名としてではなく, ブドウの由来を示すために「山梨県産ブドウ使用」などの表記をすることは認められている。
- (11) Organisation Internationale de la Vigne et du Vin, *Liste internationale des variétés de vigne et de leurs synonymes*.
- (12) どうしんウェブ 2015年2月26日付。